

国立台北科技大学学生寮 寄宿料納付及び還付に関する規則

(Guidelines for Student Dormitory Fees Charge and Refund)

2016年5月20日 学務処主管会議 改正

2017年10月20日 学務処主管会議

2019年10月23日 学務処主管会議

2025年8月4日 学務処主管会議

一、目的

本規則は、国立台北科技大学（以下「本学」という）における学生寮の寄宿料納付に関する事項を処理するために定める。

二、寄宿料及び基準

本学の寄宿料は、第1学期（秋学期）、冬休み、第2学期（春学期）、夏休みの4段階に分けて徴収する。

(1) 学期ごとの寄宿料（1学期あたり/台湾ドル）：

- ・ 東校区寮（East Campus）：9,900元（僑生：4,950元）
- ・ 新北寮（New Taipei）：7,850元（僑生：3,925元）
- ・ 南港寮（Nangang）：9,000元（僑生：4,500元）
- ・ 円通雅筑寮（Yuantong）：18,340元

(2) 低所得世帯の免除：当該年度の低所得世帯証明書を保持し、申請が承認された者は、本学の「共同助学措置方案」に基づき、寄宿料が免除される。

(3) 冬季、夏季休暇期間に個人への短期宿泊提供は行わず、当該期間の全日数で計算する。ただし、学生サークルは実宿泊日数で計算する。1日あたりの単価は以下の通り：

- ・ 東校区寮：80元 / 新北寮：65元 / 南港寮：75元 / 円通雅筑寮：140元

(4) 冬季及び夏季休暇期間における学生団体のボランティア（服務隊）及び大学代表チームの宿泊については、『本学学生冬季及び夏季休暇宿泊割引実施要項』の定めるところによる。

三、特別な借用

各部署や緊急事態による短期借用で承認を得た場合、宿泊費は実宿泊日数に基づき、第二条第(3)項の単価で計算する。宿泊費の徴収は実宿泊日数に基づき計算するものとし、還付の際もこれに準じて実宿泊日数により算出するものとする。

四、 納付及び還付の手続き

入退寮の時期に応じ、以下の比率で納付または返金を行う：

(1) 納付額：

- ・ 学期第1週から第6週までに入寮した者は、寄宿料の全額を納付するものとする。
- ・ 学期第7週から第12週までに入寮した者は、寄宿料の3分の2を納付するものとする。
- ・ 学期第13週（含む）以降に入寮した者は、寄宿料の3分の1を納付するものとする。

(2) 還付額：

- ・ 学期第1週から第6週までに退寮した者は、寄宿料の3分の2を還付する。
- ・ 学期第7週から第12週までに退寮した者は、寄宿料の3分の1を還付する。
- ・ 学期第13週（含む）以降に退寮した者は、寄宿料を還付しない。

※退寮・返金の条件

還付手続きは、不可抗力による理由（身体的理由、学業による休学・退学、その他特別な事由）に限定される。学期終了前に自己都合で学外に転居する場合は、返金の対象外とする。

五、 施行

本要綱は学務処主管会議の承認を経て施行される。改正時も同様とする。